

サーバの発信情報開示事件：東京地裁平17(ワ)24370 平成18年4月26日
民40判決(一部認容)[特許ニュース平成18年7月28日号]

〔キーワード〕

レンタルサーバ契約，発信者情報の開示，商標の類似，営業上の利益の侵害，広義の混同，プロバイダ責任制限法

〔主 文〕

1 被告は，原告に対し，平成17年9月26日ころ被告のサーバにおいて「pro-heiwa.jp」というウェブページを開設していた者につき，次の情報を開示せよ。

- (1) 契約者の氏名又は名称及び住所(住所は契約時のもの及び変更後のもの)，
- (2) 契約料金の請求書の送付先の氏名又は名称及び住所(いずれも変更後のもの)，
- (3) 上記契約者の担当者の氏名，住所及び電子メールアドレス(電子メールアドレスは契約時のもの及び変更後のもの)

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用は，これを20分し，その1を被告の負担とし，その余を原告の負担とする。

〔事 実〕

1．本件は、原告（株式会社平和）が被告（ライド株式会社）に対し、被告のレンタルサーバに保存されたウェブページから不特定の者に送信された情報により、原告の有する商標権が侵害され、または不正競争防止法2条1項1号・2号上の原告の営業上の利益が侵害されたと主張し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律（「プロバイダ責任制限法」という。）4条1項に基づき、発信者情報の開示を求めるとともに、原告からの通信後直ちに被告が上記ウェブページからの発信を停止しなかった行為につき商標権侵害（不法行為）および不正競争防止法4条に基づく損害賠償を、発信者情報の開示が遅れた行為につき不法行為に基づく損害賠償をそれぞれ請求した事案である。

2．原告は被告に対し、次の請求をした。

2.1 被告は，原告に対し，平成17年9月26日ころ被告のサーバにおいて「pro-heiwa.jp」というウェブページを開設していた者につき，次の情報を開示せよ。

- (1) 主文第1項(1)に同じ。
- (2) 主文第1項(2)に同じ。
- (3) 主文第1項(3)に同じ。
- (4) 被告のサーバに別紙ウェブページ目録記載の情報が送信された年月日，

時刻及び同送信時におけるIPアドレス。

2.2 被告は、原告に対し、1000万円及びこれに対する平成17年9月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3. 原告はパチンコ機やスロット機の開発、製造、販売等を行う株式会社、被告はインターネットを利用した情報通信システムの企画、開発、設計、運営、管理、ドメイン取得代行、レンタルサーバーの提供等を行う株式会社である。

4. 本件ウェブページ(別紙 参照)

ア 本件ウェブページの開設

(ア) 被告は、インターネット上で不特定の者に対する送信を行うことを目的とするレンタルサーバを保有し、平成17年8月ころ、ある者(以下「本件契約者」という。)とレンタルサーバ契約を締結し、同契約に基づき、被告保有のレンタルサーバに別紙ウェブページ目録記載の情報を送信させ、インターネット上に同目録記載のウェブページ(以下「本件ウェブページ」という。)を開設させた。

(イ) したがって、被告は、本件ウェブページに関し、プロバイダ責任制限法4条1項の「開示関係役務提供者」に該当する。

イ 本件ウェブページの内容

本件発信者は、本件ウェブページにおいて、「Project HEIWA」「プロジェクトヘイワ」(以下、順に「本件アルファベット表示」「本件カナ表示」といい、両者を併せて「本件各表示」という。)との名称で、パチンコ機、スロット機の「打ち子」を募集し、登録した「打ち子」には「メーカー情報」を含むパチンコ機、スロット機の攻略情報を提供するとの内容を掲載していた。

ウ 技術的可能性

被告が本件ウェブページから不特定の者に情報が送信されることを防止する措置を講ずることは、技術的に可能である(プロバイダ責任制限法3条1項柱書)。

5. 本件商標権(別紙 参照)

原告は、次の登録商標の商標権者である。

登録番号：第4128717号

登録番号：HEIWA

役務の区分と指定役務：第41類、技芸・スポーツ又は知識の教授等

登録日：平成10年3月27日

6. 争点

(1) 本件契約者による権利侵害の成否

ア 商標権侵害の成否

イ 不正競争防止法2条1項1号又は2号違反の成否

- (2) 開示すべき発信者情報の範囲
- (3) 権利侵害による被告の損害賠償責任の有無
 - ア 発信者としての責任
 - イ プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号又は 2 号該当の有無
 - ウ 損害
- (4) 発信者情報を開示しないことによる損害賠償責任の有無
 - ア 権利侵害の明白の有無(プロバイダ責任制限法 4 条 1 項 1 号)
 - イ 重過失(同法 4 条 4 項)の有無
 - ウ 損害

〔判 断〕

1 争点(1)ア(商標権侵害の成否)

(1) 役務の類似

前提事実(2)イによれば、本件ウェブページによって提供される役務は、パチンコ機、スロット機の攻略情報を提供するというものであるから、パチンコ機、スロット機に係る「技芸の教授」といい得るものであり、本件商標権の指定役務である「技芸・スポーツ又は知識の教授」と類似していると認められる。

これに反する被告の主張は、採用することができない。

(2) 商標の類似

ア 要部

(ア) 弁論の全趣旨によれば、本件各表示のうち「Project」「プロジェクト」は「企画、計画事業」等を意味する日常用語であることが認められる。

(イ) 弁論の全趣旨によれば、本件各表示のうち「HEIWA」の部分は、一般的には日本語の「平和」をそのままローマ字表記したものと解されるところ、「平和」は「やすらかにやわらぐこと、戦争がなく世が平穏であること」(広辞苑第5版)を意味する日常用語であることが認められる。

しかし、証拠(甲3, 7, 22)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、株式会社矢野経済研究所の2004年(平成16年)の調査(甲22)によるとパチンコファン全体において73.1%の認知率を有するなど、パチンコ・スロット遊戯の需要者の間では、パチンコ機・スロット機のメーカーとして広く認識されており、本件登録商標「HEIWA」も、原告の商品等表示として広く認識されていることが認められる。

(ウ) さらに、本件アルファベット表示は、「Project」が小文字を含むのに対し、「HEIWA」の部分は、本件登録商標と同様に大文字のみで構成されていることが認められる。

(エ) これらの事実によれば、パチンコ機、スロット機の攻略情報を提供する役務との関係で使用されれば、本件各表示のうち「HEIWA」「ヘイワ」の部分が識別力を有する要部となると認められる。

イ 称呼等の類似

(ア) 本件アルファベット表示の要部は、本件登録商標と称呼、外観が同一であり、またパチンコ機・スロット機のメーカーである原告自身の観念が

生じる点で、観念も同一であると認められる。

(1) 本件カナ表示の要部は、本件登録商標と外観は異なるが、称呼、観念が同一であると認められる。

ウ まとめ

よって、本件各表示は、本件登録商標に類似するものと認められる。

(3) 取引の実情

ア 前記(1)のとおり、本件各表示は、パチンコ・スロットの「打ち子」募集、攻略情報提供をうたう本件ウェブページにおいて使用されたものである。

イ 証拠(甲4(3枚目下))によれば、本件ウェブページは、提供する情報が正確であることの根拠として、「プロジェクトヘイワ」がメーカー各社から情報を得ていることが記載されていることが認められる。

ウ そして、前記(2)のとおり、パチンコ・スロット遊戯の分野において、原告の名称は周知である。

エ ただし、証拠(甲4(1枚目上))によれば、本件ウェブページには「最新機種に内部欠陥発覚のため、各地プロジェクトメンバー緊急募集」と記載されていることが認められる。パチンコ機・スロット機メーカーが自らの欠陥に乗じたプロジェクトを実施することは通常考えられないから、上記メンバー緊急募集の記載は混同のおそれを減じる方向に働く事実である。

また、パチンコ機・スロット機メーカーが「打ち子募集」やパチンコ機等の攻略情報の提供を行うことも通常考えられないから、本件ウェブページにおいて上記のような募集、情報提供を行っていることも、混同のおそれを減じる方向に働く事実である。

(4) 結論

以上の事実によれば、上記(3)エの混同のおそれを減じる方向に働く事実の存在を考慮しても、本件各表示の使用された本件ウェブページに接した需要者が、本件ウェブページによるパチンコ機等の攻略情報の提供の主体は原告であると混同するおそれがあると認められる。

これに反する被告の主張は、採用することができない。

2 争点(1)イ(不正競争防止法2条1項1号又は2号違反の成否)

(1) 周知著名な商品等表示

前記1(2)のとおり、本件登録商標はパチンコ・スロット遊戯の需要者の間で、原告の商品等表示として広く認識されているものと認められる。

(2) 商品等表示の類似

前記1(2)のとおり、本件各表示は、原告の商品等表示である本件登録商標に類似するものと認められる。

(3) 混同のおそれ

前記1(2)及び(3)によれば、パチンコ・スロット遊戯の需要者がパチンコ機等の攻略情報の提供を行う本件ウェブページに接し、パチンコ・スロット遊戯の需要者の間で原告の商品等表示として広く認識されている本件登録商標に類似する本件各表示を見つければ、当該パチンコ機等の攻略情

報を提供する営業が原告又は原告と何らかの資本関係，系列関係などの緊密な営業上の関係がある者によるものと誤信するおそれがあり，広義の混同を生じるおそれがあると認められる。

(4) 営業上の利益の侵害

証拠(甲10～13，20，27，40)及び弁論の全趣旨によればパチンコ機・スロット機の「打ち子募集・攻略情報提供」と称する営業の大部分は，登録料などの名目で金銭を振り込ませる詐欺であることが認められるから，上記(3)の混同のおそれは，原告の営業上の利益を侵害するものと認められる。

(5) まとめ

よって，本件契約者による本件各表示の使用は，不正競争防止法2条1項1号の不正競争行為に該当し，原告の営業上の利益を侵害する。

3 争点(2)(開示すべき発信者情報の範囲)

(1) 契約者の担当者の氏名等

ア 証拠(甲6，26の1・2，31)及び弁論の全趣旨によれば，本件ウェブページに使用されている「プロジェクトヘイワ」という法人は登記されておらず，複数の者が共同して本件ウェブページから不特定の者に送信を行っている可能性が高いと認められるから，被告に契約者として把握されている者のみならず，契約者の「担当者」として被告に登録された者も，他の者と共同して本件ウェブページから不特定の者に送信する意思を有している者として，発信者情報省令にいう「発信者その他侵害情報の送信に係る者」に該当するものと認めるべきである。

イ したがって，被告保有情報のうち，契約者の担当者の氏名，住所及び電子メールアドレス(電子メールアドレスは契約時のもの及び変更後のもの)は，開示すべき発信者情報(プロバイダ責任制限法4条1項柱書，発信者情報省令1号ないし3号)に当たり，原告の発信者情報の開示を求める請求のうちこれらの開示を求める部分は，理由がある。

(2) メール送信時におけるIPアドレス

ア 本件発信者が本件ウェブページの情報を被告のレンタルサーバに送信した年月日，時刻及び同送信時におけるIPアドレスの情報を保有していることを認めるに足りる証拠はない。

イ 原告は，本件契約者が「pro-heiwa.jp」ドメインを利用して電子メールを送信した際に利用したプロバイダIPアドレスは，発信者情報省令4号及び5号の情報に該当する旨主張する。

しかしながら，このメール送信時のプロバイダIPアドレスは，原告が自認するとおり，本件契約者が被告のレンタルサーバへ侵害情報である本件ウェブページの情報をアップロードした時のIPアドレスそのものではない。

そして，発信者情報は個人のプライバシーに深くかかわる情報であって，電気通信事業法も「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は，侵してはならない」(4条1項)と規定し，罰則(179条1項)も定めていること

にかんがみ、プロバイダ責任制限法4条1項柱書及び発信者情報省令が開示されるべき発信者情報を限定したことを考慮すると、上記メール送信時のプロバイダIPアドレスが発信者省令4号又は5号の情報に該当するものと解することはできない。

ウ よって、原告の発信者情報の開示を求める請求のうち、メール送信時におけるプロバイダIPアドレスの開示を含め、本件発信者が本件ウェブページの情報を被告のレンタルサーバに送信した年月日、時刻及び同送信時におけるIPアドレスを求める部分は、理由がない。

4 争点(3)(権利侵害による被告の損害賠償責任の有無)

(1) 発信者としての責任

ア 原告は、本件通知書受領後直ちに、本件ウェブページにおける本件各表示

の使用が本件商標権等を侵害することを知りながら、平成17年10月6日まで本件ウェブページからの送信を放置したから、被告は本件ウェブページからの発信者として責任を負う旨主張する。

イ(ア) しかしながら、本件ウェブページでは、デッドコピーのように「HEIWA」や「ヘイワ」そのものが使用されていたものではなく、「Project HEIWA」「プロジェクトヘイワ」の形で使用されていたものであるから、本件商標権侵害及び不正競争防止法違反の成否の判断には、それなりの困難さがあつたものと認められる。

(イ) しかも、前提事実(4)エのとおり、被告は、本件通知書の到達から10日以内である平成17年10月6日に本件ウェブページからの送信を停止する措置を講じたが、その間も手をこまねいていたものではなく、小林弁護士に事件処理を委任し、かつ、本件発信者との電話連絡を数多く試み、さらに、委任を受けた小林弁護士は、原告の鎌田弁護士に対し、侵害と主張する法的根拠を明らかにすることを求めていたものである。

ウ また、証拠(甲16の1)及び弁論の全趣旨によれば、本件通知書においては、本件各表示を本件ウェブページで使用する行為が商標権侵害、不正競争防止法違反に該当する理由が詳しく述べられておらず、また、本件商標権の登録原簿謄本が添付されていなかったことが認められ、この点は、開示関係役務提供者である被告が原告の権利侵害があつたか否かを判断するために時間を要したことに影響する事情であるといわざるを得ない。

エ これらの事実からすると、被告のレンタルサーバ契約締結時の本人確認に不十分な点があり、本件ウェブページの記載内容自体から詐欺の疑いが十分うかがわれること等を考慮しても、被告は平成17年9月26日に本件通知書を受け取った時点で本件商標権侵害等を知つたものと認めることはできず、平成17年10月6日まで本件ウェブページからの送信を停止しなかったことをもって、被告が本件ウェブページから送信をしていることと同視することはできない。

オ よって、発信者としての責任をいう原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

(2) プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号又は 2 号該当の有無

ア 前記(1)に説示の事実によれば、被告が平成 17 年 10 月 6 日までに、本件ウェブページからの送信により本件商標権等が侵害されていることを知ったとか(プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号)、知ることができたと認めるに足りる相当の理由があった(同 2 号)と認めることはできない。

イ よって、プロバイダ責任制限法 3 条 1 項 1 号又は 2 号該当をいう原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

5 争点(4)(発信者情報を開示しないことによる損害賠償責任の有無)

(1) 前記 4 (1)に説示の事実によれば、裁判所の第一審判決も出されていない現段階において、本件ウェブページから不特定の者に対する送信により本件商標権等が侵害されたことが明らかである(プロバイダ責任制限法 4 条 1 項 1 号)と認めることはできず、また、原告が発信者情報の開示請求権を有していることを知らなかったことにつき、被告に重過失がある(プロバイダ責任制限法 4 条 4 項)と認めることもできない。

(2) よって、発信者情報を開示しないことによる損害賠償責任をいう原告の請求は、その余の点を判断するまでもなく理由がない。

6 結論

よって、原告の請求は、発信者情報の開示を求める請求のうち主文第 1 項に掲記の限度で理由があるから認容し、発信者情報の開示を求める請求のうちその余の部分及び損害賠償請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

〔 論 説 〕

1 . 判決はまず、被告のレンタルサーバに保存されたウェブページから不特定の者に送信された情報によって、原告の商標権が侵害され、さらに不競法 2 条 1 項 1 号・ 2 号上の原告の営業上の利益が侵害されるか否かについて検討した。

その結果、原告の登録商標「HEIWA」は、パチンコ機やスロット機に係る「技芸の教授」を指定役務としているし、被告が本件ウェブページによって提供する役務はパチンコ機、スロット機の攻略情報の提供であるから、役務は類似する。被告のウェブページ上の表示は「Pro-heiwa」であるところ、識別力を有する要部は「heiwa」であるから、商標としても類似する。したがって、本件各表示は本件登録商標に類似すると認定したが、妥当である。

2 . そこで判決は、取引の実状について、判決は、本件ウェブページが「最新機種に内部欠陥があるため、各地プロジェクトメンバー緊急募集」と記載されているが、機械メーカーが自らの欠陥に乗じたプロジェクトを実施することは通常考えられないから、上記のメンバー緊急募集の記載は混同のおそれを減じる方向に働く事実の存在を考慮するとしても、需要者

には本件ウェブページによるパチンコ機等の攻略情報の提供の主体は原告であると混同するおそれがあると認定した。

不競法の適用についても、需要者がパチンコ機等の攻略情報の提供を行う本件ウェブページに接し、需要者間に周知の本件登録商標と類似の本件各表示を見つければ原告又は原告と緊密な営業上の関係がある者によると誤信し、広義の混同を生ずるおそれがあると認定し、不競法2条1項1号の不正競争行為と認定した。いずれの認定も妥当である。

3.そこで、判決は、被告の保存情報のうち、契約者の担当者の氏名、住所及び電子メールアドレスは開示すべき発信者情報に該当するから、原告の発信者情報に開示を求める請求のうち、これらの開示を求める部分は理由があると認定した。

しかし、メール送信時におけるプロバイダIPアドレスの開示を含め、本件発信者が本件ウェブページの情報を被告のレンタルサーバに送信した年月日、時刻等を求める部分については、開示請求の理由がないと否認したが、これは発信者情報を限定しているプロバイダ責任制限法4条1項柱書等によるものという。

4.なお、前記商標権の侵害等による被告の損害賠償責任について、プロバイダ責任制限法3条1項1号又は2号該当をいう原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないと認定した。また、発信者情報を開示しないことによる損害賠償の責任をいう原告の請求も理由がないと認定した。けだし、やむを得ないところである。

〔牛木 理一〕

【別紙Ⅰ】

ウェブページ目録

http://www.pro-heiwa.jp/pc_inquiry.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_hajimete.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_taiken.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_inquiry.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_0en.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_qa.html
http://www.pro-heiwa.jp/pc_company.html

【別紙Ⅱ】

商標目録

HEIWA